

○飛驒市水源保全条例
平成16年2月1日
条例第234号

(目的)

第1条 この条例は、本市のすぐれた水源を長く後世に伝えると共に、自然のもたらす限りない恩恵を永遠に享受できるように水源の保全を図り、もって住みよい郷土の実現に資するため、地下水の合理的な利用と開発の基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例で「井戸」とは、地下水(温泉法(昭和23年法律第125号)による温泉を除く。以下同じ。)を採取するための施設をいう。

(市の責務)

第3条 市は、水源を適正に保全するため、保護施設を策定しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって水源の貴重なことを認識し、市が行う施策に協力しなければならない。

(市民の義務)

第5条 市民(滞在者を含む。)は、水源が適正に保全されるよう進んで努めるとともに水源の貴重な事を認識し、市が行う施策に協力しなければならない。

(地下水採取の制限区域)

第6条 第1条の目的により、合併前の古川町の区域において、地下水採取の制限区域を次のとおり定める。

北 (下流)宮川霞堤(古川町上野境界)

南 (上流)三ヶ区用水路取入口

東 宮川(左岸)

西 古川町高野地内山ろくに囲まれた面積53ヘクタール

(許可)

7条 前条に規定された区域において、吐出口5平方センチメートル以上又は深さ10メートル以上の井戸を掘ろうとする者は、井戸毎にストレーナの位置及び揚水機等の種類を定めて市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国、県の機関が同項の規定に該当する行為をしようとするときは、許可を要しない。この場合において、当該国、県の機関はその行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議をしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、農耕用及び家庭用(手動式、動力式)井戸は、許可を要しない。

(許可申請)

第8条 前条の許可を得ようとするときは、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 住所、氏名又は名称(法人にあっては、住所及び代表者名)

(2) 地下水の用途

(3) 井戸の設置場所

(4) 井戸の規模、揚水機の種類及び使用水量

2 前項の申請には、図面その他市長の定める書類を添付しなければならない。

(許可基準)

第9条 市長は、前条の申請に係る井戸が、次に係る基準に適合しているときは、許可するものとする。

(1) 市上水道水源水量に支障ないと認めるとき。

(2) 地下水を申請の用途に供する事が必要かつ適当と認められたとき。

(3) 他の水をもって代えることの困難なとき。

(届出)

第10条 前条により許可を受けたものは、井戸が完成したときは2週間以内に市長に届け出なければならない。

(変更許可)

第11条 第7条の許可を得たものが、許可を受けた井戸の位置及び規模を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(廃止)

第12条 第7条の許可を受けたものは、許可を受けた井戸を廃止したときは、原状に復し、市長に届け出なければならない。

(立入検査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において職員をして、他人の土地、家屋に立ち入らせ、当該土地において行われる行為の状況を調査させることができる。

2 前項の場合において職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提出しなければならない。

(苦情及び紛争処理)

第14条 第6条の制限区域内において、地下水の採取に関する苦情のあるもの又は紛争の当事者は、市長に対し苦情又は紛争のあっせん若しくは調停の申立てをすることができる。

2 市長は前項の申立てがあったときは、速やかに実状を調査し、適切な処理に努めなければならない。

(違反者の公表)

第15条 第7条、第8条又は第10条の規定に違反したものは、公表することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第17条 第7条又は第11条の規定に違反して許可を受けなかったものは、10万円以下の罰金に処し、原形に復旧させる。

(両罰規定)

第18条 法人の代表者若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の古川町水源保全条例(昭和49年古川町条例第17号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。